

④ 政策目標5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界経済の持続的な成長に資するためWTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（注）交渉も引き続き積極的に推進していきます。

WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化や税関行政に関する規則の統一等が図られることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者の利便性の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国としても、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、リーダーシップを發揮しつつ税関分野における手続等の国際的調和の推進に重点的に取り組みます。

（注）EPA（経済連携協定）：FTA（自由貿易協定）の要素（モノ・サービス貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定のことをいう。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第170回国会 総理大臣所信表明演説

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月29日）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

新経済成長戦略のフォローアップと改訂（平成20年9月19日閣議決定）

平成21年度予算編成の基本方針（平成20年12月3日閣議決定）

平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成21年1月19日閣議決定）

経済財政の中長期方針と10年展望（平成21年1月19日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

知的財産推進計画2008（平成20年6月18日知的財産戦略本部決定）

知的財産推進計画2009（平成21年6月24日知的財産戦略本部決定）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定、平成20年6月27日改定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

4. 平成21年度の事務運営の報告

① 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

[平成21年度実施計画]

① WTOにおける取組

WTO ドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税（ダンピング防止税）等の貿易規則の明確化・拡充も対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

本交渉では、平成19年7月に、主要交渉分野である農業・NAMA（非農産品市場アクセス）において両交渉議長による議長テキストが提示されました。そして、平成20年2月、5月、7月の3回の改訂を経た議長テキストに基づいて、同年7月にジュネーブにおいて、関税引下げ等の方式（モダリティ）の合意を目指すべく、閣僚会合が開催されましたが、合意には至りませんでした。その後、同年11月には、国際的な金融危機を受けて開催された金融・世界経済に関する首脳会合において、保護主義を拒否するとともにモダリティの年内合意に向けて努力することが合意されたこと等を受け、同年12月に第4次改訂議長テキストが提示されました。しかし、同年中の閣僚会合の開催には至らず、現在、同テキストに基づいて引き続き精力的な交渉が行われています。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉の早期妥結に向け、積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

② EPAにおける取組

WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA交渉を積極的に進めてきています。「経済財政改革の基本方針2008」においては、EPA締結国・地域との貿易額の全体に占める割合を2010年に25%以上とすることを目指し、別表として掲げられたEPA工程表を2010年に向けて推進するとされています。

平成20年度には、新たにインドネシア（平成20年7月）、ブルネイ（同年7月）、ASEAN（東南アジア諸国連合）全体（同年12月）及びフィリピン（同年12月）との間のEPAが発効しました。財務省はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正な運用に引き続き努めています。更に、平成20年12月にはベトナム、平成21年2月にはスイスとの間でそれぞれ署名を行っており、現在はGCC（湾岸協力理事会）、インド及び豪州等との間で交渉中です。財務省は引き続き、関税政策等を所管する立場から、関係省庁との連携を密にした上で、交渉を推進していきます。

また、EPA工程表において、米国・EUとのEPAについては、将来の課題として検討していくとされており、日中韓にASEANを加えた「ASEAN+3」構想や、更にインド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」構想、アジア太平洋地域の自由貿易圏（FTAAP）構想の広域経済連携については、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方等を踏まえ、これら各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていくとされています。財務省は今後とも、こうした議論に積極的に参加していきます。

[事務運営の報告]

① WTOにおける取組

WTO ドーハ・ラウンド交渉では、平成21年7月のラクイラ・サミットや9月のピツツバーグ・サミット等で平成22年中の交渉妥結の追求がコミットされました。平成21年11月の第7回WTO定例閣僚会議では、平成22年3月末に交渉の進捗状況の評価を行うことが確認されました。これを受け、同年3月末にジュネーブで実務レベルの会合が開催され、交渉の現状評価と今後の取り進め方などについて、議論が行われました。このような中、財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ交渉に参画しました。

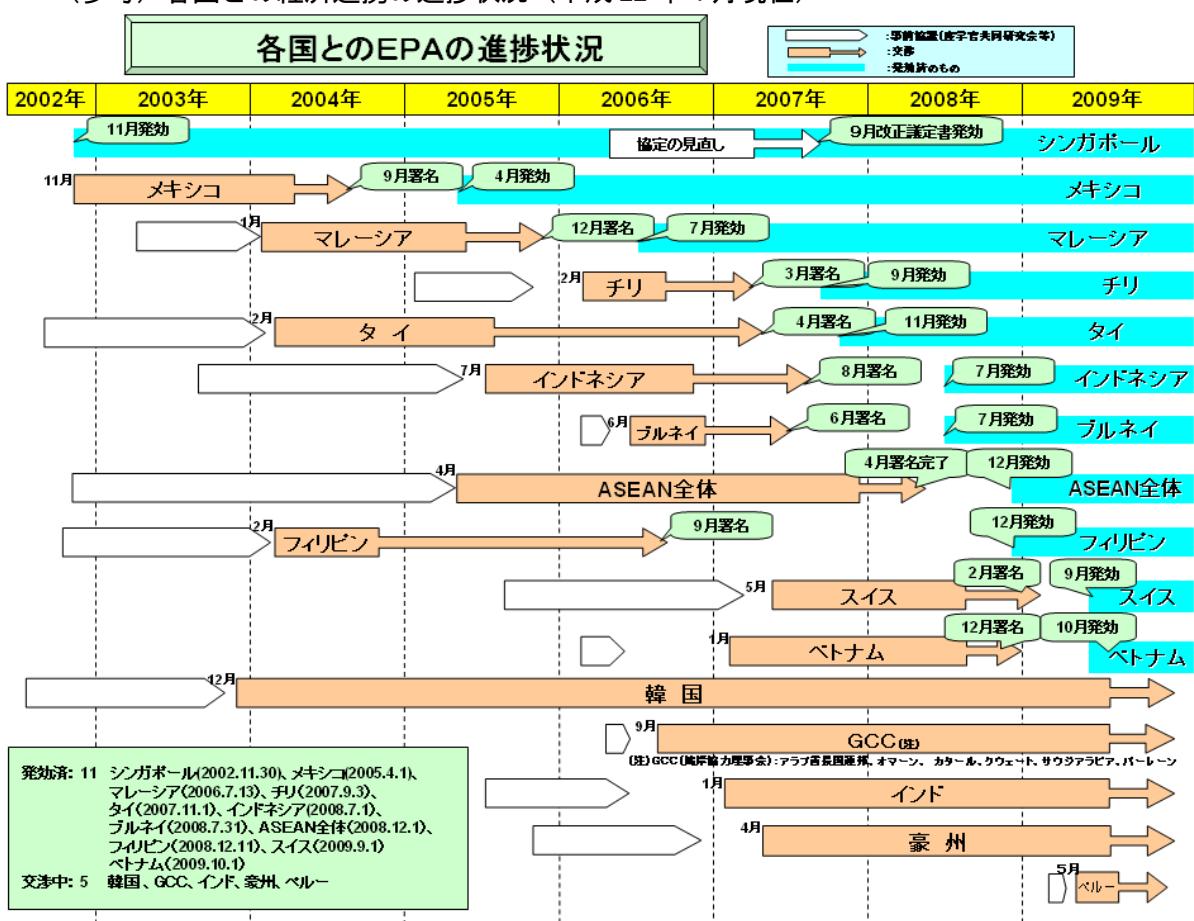
特に、関税・税関制度を所管する財務省は、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進める観点から、貿易円滑化交渉を積極的に推進しました。

② EPAにおける取組

平成20年度までに9か国・地域との間でEPAが発効済でしたが、平成21年度には、スイス（平成21年9月）及びベトナム（平成21年10月）との間のEPAが発効しました。財務省はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正な運用に引き続き努めました。

また、交渉中のEPAについて、財務省としては、関税制度を所管する立場とともに税関協力等を担当する立場から、関係省庁との連携を密にした上で、交渉を積極的に推進しました。平成21年5月に交渉を開始したペルーを含め、インド、豪州等5か国・地域とのEPAが交渉中となっています。また、日本、中国、韓国の3か国によるFTA産官学共同研究の立ち上げに向け、平成22年1月に政府間準備会合を開催しました（平成22年5月に第1回共同研究を開催）。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況（平成22年4月現在）



業績目標 5-2-2 : 税関分野における手続等の国際的調和の推進

[平成21年度実施計画]

① WCO等国際機関等における取組

WCOにおいては、「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）や「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）等の実施に積極的に取り組みつつ、各国に対しても着実な実施を奨励していくことを基本とし、以下の分野における国際的調和を推進します。

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者（輸出入業者等）を認定し、通関手続きの簡素化等の便益を与えるAEO（認定事業者）制度については、WCOで策定された「AEOガイドライン（平成18年6月採択、平成19年6月に「基準の枠組み」に一体化）」を踏まえ、積極的に拡充してきたところですが、引き続き国際物流におけるセキュリティ対策の強化と物流の円滑化の両立に努めています。また、AEO制度を導入した各国当局間において相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指すAEO制度の相互承認に向けた取組も進めており、米国やEU等との協議等を進めます。

知的財産侵害物品の水際取締りの強化についても、積極的に取り組んでいます。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指し、関係省庁と協力して、諸外国との交渉に取り組みます。

また、WTOドーハ・ラウンドにおいては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、他の加盟国とともに具体的な提案を行う等、交渉の進展に積極的に貢献しています。

更に、WTO協定に基づく非特恵原産地規則の国際的な調和（統一）作業においても各国における非特恵原産地規則の透明性・予見可能性の向上に向け、積極的な貢献を行うとともに、規則が我が国の慣行に照らし十分合理性を有するものとなるよう努めています。

② APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みでも、主に税関手続関連事項を扱う小委員会・部会などで、税関手続の国際的調和・簡素化に向けた作業が行われています。

なお、我が国は平成22年にAPECの会議を主催することが決定しています。同年はAPECの目標である「自由で開かれた貿易と投資」（ボゴール目標）の達成期限であり、我が国を中心となり、その検証及びそれ以降の新たな目標の策定をすることとなります。財務省は、APECの主要な参加者として、外務省、経済産業省とともにその中心的役割を担っていきます。更に税関手続小委員会においては、我が国税関が議長を務め、APEC域内の税関協力を通じた貿易円滑化に主導的な立場で臨みます。

我が国は、同小委員会において、域内の関税率品目表の統一的かつ着実な実施を目的とした「HS条約（「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」）の採用」や「通関所要時間調査」等の16項目からなる共同行動計画を設定し、域内各メンバーが協力してその実施に向けた活動を行っています。また、APEC域内におけるシングル・ウインドウ発展を目指すシングル・ウインドウ・イニシアティブにも積極的に貢献しています。

また、我が国が中心となって取りまとめた「平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画」は、平成19年7月に承認されました。引き続きメンバーにその実施を奨励することにより、APEC域内の貿易円滑化に着実に取り組んでいます。

ASEMでは、平成19年11月に我が国が議長として、横浜においてASEM関税局長・長官会合を主催し、①安全かつ円滑な貿易、②知的財産保護、③新たな脅威や不正手法に対抗するための効率的な社会保護、④環境問題、⑤協力及び人材育成等の課題に対応するための諸方策を「横浜宣言」として取りまとめました。また、我が国主導で策定、同会合で承認された「2008年までの貿易円滑化のための行動計画」の各国の達成状況を踏まえ、次期行動計画への策定作業を主導するなど、ASEM域内の税関が共通して直面する課題への対応に引き続き主導的な立場で貢献しています。

③ EPAにおける税関協力に関する取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれており、これまで署名もしくは発効に至っているEPAには、こうした税関分野に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関分野における手続等の国際的調和を推進するため、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいます。

④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

EPA等を通じて貿易円滑化に取り組んでいますが、その一方では、国際物流の増大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が跡を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化への取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）を締結しています。米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国、香港及びECに加え、平成20年度においては、新たにマカオ（平成20年9月）と締結、オランダ（平成21年3月）と署名しました。今後は、現在協議中のロシアに加え欧州主要国との締結に向け努力していきます。

更に、これまで署名もしくは発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム及びスイスとのEPAには、税関相互支援協定と

同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のEPA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関相互支援協定等の締結数」を設定し、税関当局間の協力関係を強化しているかを測定します。

[事務運営の報告]

① WCO等国際機関等における取組

WCOにおいては、「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択。平成19年6月にAEOガイドライン（平成18年6月採択）を一体化。）の実施を推進するため、途上国を対象とした技術協力プログラム等の各国での取組を継続的に進めました。改正京都規約については、加入・実施の促進のため、国際会議等の場で、各国に働きかけを行いました。

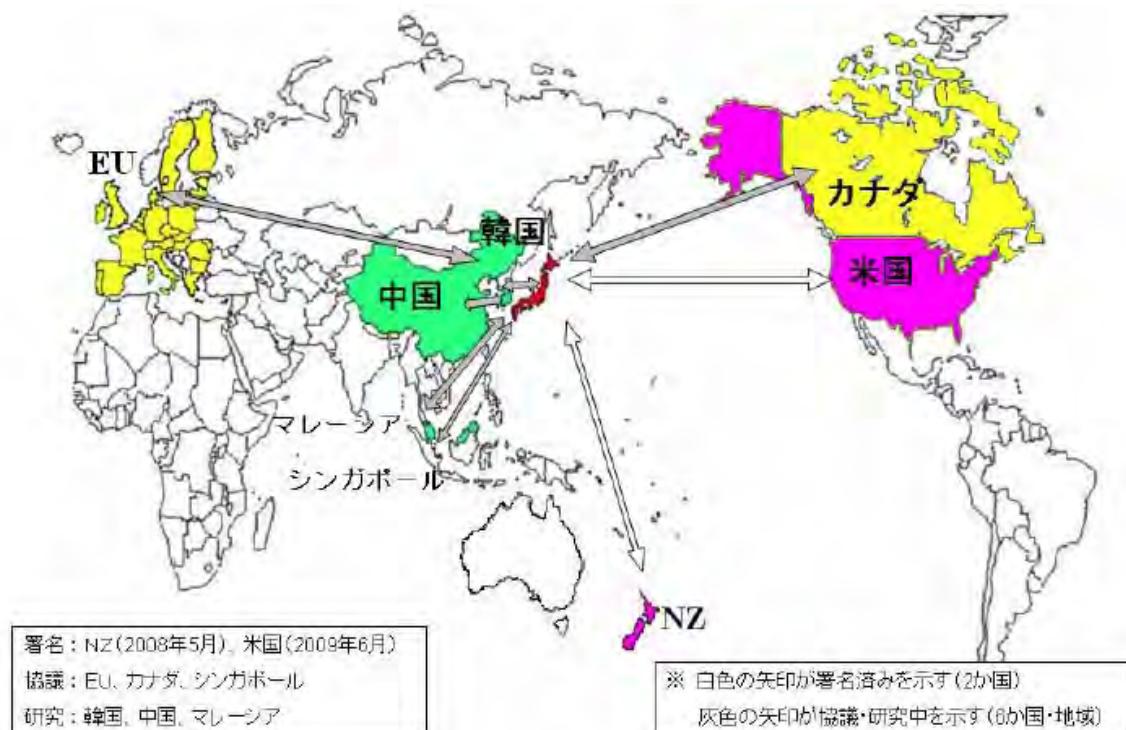
貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者（輸出入者等）を認定し、通関手続の簡素化等の便益を与えるAEO（認定事業者）制度については、「基準の枠組み」を踏まえ、積極的に拡充してきたところですが、引き続き国際物流におけるセキュリティ対策の強化と物流の円滑化の両立に努めました。

また、WCOの「基準の枠組み」に整合的なAEO制度を導入した各国当局間において、同制度を相互に承認し二国間の安全かつ円滑な物流を目指す相互承認協議に積極的に取り組みました。平成20年のニュージーランドとの合意に続き、平成21年6月には米国との間で合意に至りました。その他、EU、カナダ等との間で協議・研究を進めています。さらに、中国及び韓国との間で第1回の日中韓AEO作業部会を開催し、相互の制度について研究を行いました。

知的財産侵害物品の水際取締りについては、WCOの模倣品・海賊版部会における議論に参加した他、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」についても、その早期実現に向け積極的に議論に参加するとともに、日中韓での意見交換を進める等、国際的な協調を進めました。

WTOにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるために議論が行われていますが、他の加盟国とともに貿易手続の透明性を向上させるための提案を行う等の取組を通じ、交渉の進展に貢献しました。

(参考) 各国とのAEO相互承認協議の進捗状況(平成22年4月現在)

**② APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組**

APECにおいては、平成22年の議長国である我が国が中心となり、アジア太平洋地域における「自由で開かれた貿易・投資」（ボゴール目標）の達成状況の検証が行われており、財務省は、外務省、経済産業省とともにその中心的役割を担いました。

我が国が議長を務める税関手続小委員会においては、APEC域内の途上国におけるAEO制度の構築支援やシングル・ウインドウの発展、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化に向けた議論に積極的に貢献しました。また、域内の関税率品目表の統一的かつ着実な実施を目的とした「HS条約（「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」）の採用」や「通関所要時間調査」等16項目からなる共同行動計画について、同計画の実施に向けた活動を推進する一方で、更なる貿易円滑化に向け同計画の見直しに着手しました。「平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画（TFAPI2）」についても、引き続きメンバーにその実施を奨励するなど、APEC域内の貿易円滑化に着実に取り組みました。

ASEMにおいては、税関作業部会において我が国の貿易円滑化への取組をベストプラクティスとして紹介した他、平成21年10月に開催された関税局長・長官会合においては、貿易円滑化行動計画（2010-2012）の策定に中心的な役割を果たすなど、税関手続の調和・簡素化、不正薬物の密輸防止等、手続・執行面におけるアジア・欧洲間の税関協力促進に積極的に貢献しました。

③ EPAにおける税関協力に関する取組

EPA交渉において、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力を推進するための規

定を盛り込むよう積極的に取り組みました。平成21年度に発効に至ったスイス及びベトナムとのEPAにおいては、交渉の結果、税関分野に関する規定が盛り込まれました。また、交渉中のEPAにおいても、同様の規定を盛り込むよう取り組みました。

④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換を行うこと、また貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）の締結に向け積極的に取り組みました。平成20年度までに締結された18か国・地域に加え、平成21年度においては、平成21年5月にはロシアと、同年12月にイタリアと署名しました。

(新) ◎業績指標 5-2-1：税関相互支援協定等の締結数

(単位：国・地域)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
締結数	7	9	14	18	向上	20

(出所) 関税局参事官室（国際調査担当）調

(注1) 各年度末における累計。

(注2) 締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているEPA（署名済（未発効）のものを含む）を計上。

(参考) 税関相互支援協定等の現状（平成22年4月現在）

締結済 (署名済（未 発効）のもの を含む) (20か国・地 域)	○EPA関連（注1）（8か国） シンガポール（2002年11月）、マレーシア（2006年7月）、 タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、 ブルネイ（2008年7月）、フィリピン（2008年12月）、 スイス（2009年9月）、ベトナム（2009年10月） ○政府間協定（7か国・地域） 米国（1997年6月）、韓国（2004年12月）、中国（2006年4月）、 EC（2008年2月）、ロシア（2009年5月）、イタリア（2009年12月署名）、 オランダ（2010年3月） ○税関当局間取決め（5か国・地域） オーストラリア（2003年6月）、ニュージーランド（2004年4月）、 カナダ（2005年6月）、香港（2008年1月）、マカオ（2008年9月）
	○EPA関連（注2）（3か国・地域） インド（2007年1月～）、GCC（湾岸協力会議）（2006年9月～）、ペ ルー（2009年4月～）

(注1) EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの。

(注2) EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定を盛り込む方向で交渉中。

【事務運営プロセスの改善に係る取組】

WTO ドーハ・ラウンド交渉や E P A 交渉への取組を効率的に進めるため、関係省庁と様々なレベルの意見交換を行う等連携を図りつつ、政府一体となって取り組みました。

また、国際会議等に当たっては、事前に関心事項を共有する国々と個別に意見交換するなど、効率的な議論の促進を図りました。

政策目標に係る予算額：平成21年度予算額：138百万円[20年度予算額：40百万円]

当該予算は、多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

平成21年度予算の主な増要因は、平成22年3月に日本で開催された A P E C 会合に係る経費の増によるものです。

5. 平成20年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

① WTOにおける取組

WTOにおいては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、取り組みました。

貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、積極的に交渉を推進しました。

② E P Aにおける取組

E P Aにおいては、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、交渉を積極的に推進しました。平成21年度においては、スイス及びベトナムとの間の E P A が発効するとともに、ペルーやインド、豪州等との交渉を積極的に推進しました。

(2) 税関分野における手続等の国際的調和の推進

① E P Aにおける取組

E P A 交渉においては、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化に資するよう積極的に取り組みました。平成21年度に発効したスイス及びベトナムとの間の E P A においては、税関手続の国際的調和・簡素化及び税関協力に関する規定が盛り込まれました。

② W C O 等国際機関等における取組

W C O において策定された「基準の枠組み」の実施に努め、E U、カナダ等との間で A E O 制度の相互承認協議等を進めました。また、「基準の枠組み」の実施に向けた途上国への技術協力プログラム等に積極的に参画しました。また、改正京都規約については、引き続き、加入・実施の促進のため、国際会議等の場で各国に働きかけを行いました。さらに、金融危機への対応については、総会決議の採択及び、貿易円滑化の推進及び歳入減少に対応する税関当局の能力構築等の取組の実施に貢献しました。

WTOにおける貿易円滑化交渉においては、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性を向上させるための具体的な提案を行うなど、交渉の推進に貢献しました。

③ APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいては、平成22年の税関手続小委員会議長国として、平成21年度においても、APEC域内の途上国におけるAEO制度の構築支援やシングル・ウインドウの発展、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化に向けた議論に積極的に貢献とともに、「HS条約の採用」、「通関所要時間調査」等を含む16項目の共同行動計画について、実施の推進や計画の見直しに向けた議論をリードするなど、税関分野における貿易円滑化の推進に取り組みました。

ASEMにおいては、税関作業部会において我が国の貿易円滑化への取組をベストプラクティスとして紹介した他、平成21年10月に開催された関税局長・長官会合においては、貿易円滑化行動計画（2010-2012）の策定に中心的な役割を果たすなど、税関手続の調和・簡素化、不正薬物の密輸防止等、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に積極的に貢献しました。

④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締り等を推進する情報の交換を行うため、また、貿易円滑化への取組に係る協力を強化するため、税関相互支援協定等の締結に向け取り組みました。平成21年度においては、ロシア及びイタリアと署名に至りました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

（1）世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

総合目標5 6. (6) (P102) 参照。

○参考指標 総5-7：世界全体の貿易額（P102に掲載）

○参考指標 総5-8：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（P103に掲載）

（参考）アジア諸国との貿易額・シェアの推移 （単位：兆円、%）

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
貿易額	52.8	59.4	66.8	72.9	65.1
シェア	47.1	46.1	45.8	45.6	45.5

（出所）財務省貿易統計

（注1）貿易額は、輸出額と輸入額の合計。

（注2）シェアは、「アジア貿易額／世界貿易額」で算出。

（注3）「平成22年度政策評価実施計画」において、新しく「参考指標」に追加した。

(2) 関税負担率の推移とその国際比較

総合目標5 6. (7) (P103) 参照。

○参考指標 総5-9：関税負担率の推移とその国際比較 (P103に掲載)

(3) 地域貿易協定の年次別推移

総合目標5 6. (8) (P104) 参照。

○参考指標 総5-10：地域貿易協定の年次別推移 (P104に掲載)

(4) 税関手続の調和・簡素化に向けた取組

各国の税関手続の調和や簡素化のため、関係国・機関等による国際会議が頻繁に開催され、活発な議論が行われています。

○参考指標 5-2-1：関係国際会議における活動状況 (単位：回)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
出席回数	66	81	91	101	82

(出所) 関税局参事官室（国際調査担当）、参事官室（国際機構担当）、経済連携室、関税課、監視課、業務課事務管理室、税關調査室、税關研修所調

(注) 平成20年度以前の政策評価書においては、税関手続関連の経済連携交渉会合、AEO相互承認協議、日本ASEAN原産地規則作業部会、WTO貿易円滑化交渉会合、WTO原産地規則委員会、WCO常設技術委員会、APEC税関手続小委員会、ASEM手続作業部会及び関連会議への出席回数のみを計上していましたが、税関手続の調和・簡素化に向けた取組を中心とした目的とした国際会議はそれ以外にも開催されているため、当該目的の国際会議の出席回数を全て計上することに改めた。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標5－2 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

業績目標 5-2-2：税関分野における手続等の国際的調和の推進

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

(2) 企画立案に向けた提言

① 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

イ WTOにおける取組

WTOにおいては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みます。

貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

□ E P Aにおける取組

E P Aにおいては、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、引き続き交渉を積極的に進めていきます。

② 税関分野における手続等の国際的調和の推進

イ 國際的な枠組みにおける取組

W C O の「基準の枠組み」等の実施に積極的に取り組むこととし、各国における着実な実施についても貢献していきます。さらに、「基準の枠組み」に沿ってA E O 制度を活用し、一層の国際貿易の安全強化と円滑化を図るため、E U 、カナダ等との間の相互承認の早期実現に向けて引き続き積極的に協議を推進していきます。また、改正京都規約については、引き続き、加入・実施の促進のため、国際会議等の場で各国に働きかけていきます。

W T O における貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

□ A P E C 、A S E M 等の地域協力の枠組みにおける取組

A P E C においては、ボゴール目標の評価を行うとともに、「平成22年までにA P E C 域内貿易コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画（T F A P 2）」についても、その着実な実施とその評価に向けた準備作業を進めるなど、税関分野について主導的な役割を担っていきます。また、税関手続小委員会の議長国として、A P E C 税関ビジネス対話及び関税局長・長官会合を開催するなど、A P E C 域内の税関手続の調和・簡素化を含む更なる税関分野の貿易円滑化に向けて積極的に貢献していきます。

A S E M においては、関税局長・長官会合で策定された貿易円滑化行動計画（2010 -2012）の実施に向け、税関作業部会の場等を通じ、税関手続の調和・簡素化、不正薬物の密輸防止等、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に取り組んでいきます。

ハ E P Aにおける税関協力に関する取組

E P A 交渉において、貿易円滑化や経済活性化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等の推進に引き続き積極的に取り組んでいきます。

ニ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換を行うこと、また貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、税関相互支援協定等の締結に向け引き続き積極的に取り組んでいきます。

(3) 平成23年度予算要求等への反映

世界経済の持続的な成長に資するため、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉などの多国間、地域及び二国間における経済連携の積極的な推進及びアジア太平洋地域等での税関手続等の国際的調和の推進に必要な経費の確保に努めます。